

第3章

交流と活気が生まれるまち ～ともに生きがいを持つ～

産業・交流

3-1-1	地域の特性を生かした農業振興	76
3-1-2	均衡の取れた農村や農地の整備	78
3-1-3	商工業の振興	80
3-2-1	就労支援の充実と雇用創出の振興	82
3-3-1	観光資源を発掘・活用した観光振興	84
3-3-2	国際交流・多文化共生の推進	86

地域の特性を生かした農業振興

目指す姿

本市の農産物が「紀の川市ブランド」として広く支持され、農業者の所得が向上することで、地域農業が活性化し、農業者が元気なまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
農業経営体数	市内の農業経営体数を把握する指標	2,657 経営体 (2021年)	現状値以上
農業産出額	農業生産によって得られた農畜産物とその農畜産物を原料として作られた加工農産物を当該年(1～12月)に販売した品目生産数量に品目別農家庭先販売価格を乗じて求めたものの合計額で、農業振興の成果を測る指標	1,749 千万円 (2021年)	現状値以上
新規就農者数	新たに就農した人数(65歳未満で年間150日以上農業に従事する人)で、新規就農支援の成果を測る指標	年間 22 人 (2021年)	4年間で 100人
認定農業者※1 数	計画的に農業経営の改善に取り組む担い手の状況を測る指標	279人 (2021年)	現状値以上

- 国際情勢などの影響を受けて、肥料・資材や燃料の価格が高騰し、生産にかかる経費の負担が大きくなり、農業経営を圧迫する要因となっています。
- 国は、2021(令和3年)5月に、持続可能な食料システムの構築に向けて、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラルなどの環境負荷軽減のイノベーションを推進することとしており、特に「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する技術」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換や、有機農業の生産から消費まで一貫した取組の推進が求められています。
- 全国的に農業従事者の高齢化が進んでいる中、本市においても例外ではなく、2020(令和2)年度時点における農業従事者の平均年齢は67.8歳で、60歳以上の方が全体の約8割を占める状況です。
- 近年、年間の新規就農者数は20人程度で推移しています。高齢化や後継者不足による農業従事者数の減少が顕著であるため、さらなる確保が求められています。
- 2020(令和2)年度における本市の経営耕地面積は2,585haで、県内第1位となっていますが、2010(平成22)年度と比較すると、約2割の経営耕地面積が減少している状況です。
- 近年、イノシシなどの有害鳥獣による被害が深刻化しています。2021(令和3)年度の被害額は34,488千円となっています。また本市において、特定外来生物であるクピアカツヤカミキリムシによる被害が報告されており、対策が求められています。

現状

これまでの主な取組

- 市の農産物を活用した加工商品の開発を開始 [2021(令和3)年度～]
- 道の駅「青洲の里」に農産物直売所を新設 [2021(令和3)年度]
- 就農希望者を支援する「紀の川アグリカレッジ」を創設 [2021(令和3)年度]
- 新規就農者の受入を行う「新規就農者受入協議会」を創設 [2021(令和3)年度]

関連する個別計画

- ・ 農業振興戦略計画 2018(平成30)年度～
- ・ 食育推進計画 2019(令和元)年度～2023(令和5)年度
- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 2014(平成26)年度～
- ・ 人・農地プラン 2021(令和3)年度～

用語説明

※1 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村などが認定(複数市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県または国が認定)した農業者のこと。(認定期間は5年間(更新可))

課題



- 豊富な農産物の魅力を市内外へ情報発信する取組の強化が必要です。
- 儲かる農業の実現に向けた販路開拓と消費拡大につながる取組の強化が必要です。
- 有害鳥獣や病害虫による被害防止対策の強化が必要です。
- 担い手の確保対策や耕作放棄地対策が必要です。
- 環境に配慮した農業の推進が必要です。

主な取組方針



方針 1

魅力ある農業の振興

- 農業に対する理解の促進を図るため、食育の取組を推進します。
- 道の駅「青洲の里」において生産者が直接販売できる機会を創出し、農産物の販売促進につなげます。
- 環境負荷軽減につながる有機農業や環境保全型農業※2を推進します。

方針 2

農業経営の安定と生産体制の強化

- 農業経営の持続化と安定化を支援するため、施設整備や農業用機械の導入に要する費用に対して補助を行います。
- 農作業の省力化・軽作業化を図るため、ICTの導入を支援します。
- 農地の有効利用や総合的な農業生産力の増進を図るため、農業者の組織化、法人化などを促進します。
- 遊休農地や耕作放棄地の発生を抑制し、農地を維持する取組を推進します。
- 有害鳥獣や病害虫による農作物被害を減らすため、防除対策の支援を行います。

方針 3

担い手の確保と育成

- 地域の担い手となって効率的で安定的な農業経営を目指す農業者や新規就農者に対しての支援を行います。
- 市内外から就農希望者を受け入れ、研修から就農までの継続した支援を行います。
- 将来的に親の農業を継承するために就農している親元就農者を支援するとともに、交流の場づくりを進めます。

方針 4

農を起点としたブランド創出の推進

- 紀の川市ブランドの知名度を高めるため、本市の農産物を国内外に向けて積極的に情報発信します。
- 販路開拓を進めるため、全国の販売イベントなどに参加します。
- 農業者の収益拡大を図るため、6次産業化の取組を支援します。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 安全で安心な市産の農産物を積極的に消費します。
- 市産の農産物や加工品を市内外へアピールします。

※2 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通して化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

3-1-2

関係課：農地整備課

均衡の取れた農村や農地の整備

目指す姿

地域が一体となって農村や農地の基盤整備に取り組むことで、生産性が向上し、健全で安定した農業経営ができるまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
ほ場整備箇所数	合併後にはほ場整備が完了した箇所とすでに整備に着手した箇所の合計で、農業の生産性向上につながる取組状況を測る指標	4 箇所	5 箇所
多面的機能支払活動組織数	地域の共同活動の取組状況を測る指標	55 組織	現状値以上
中山間地域等直接支払制度集落協定数	農業生産活動の継続支援の成果を測る指標	44 件	現状値以上

現状

- 全国的に農業者の高齢化や減少により、耕作放棄地の増加や農道、用排水路、ため池をはじめとする農業用施設の老朽化が進んでいます。本市においても、農業用施設の老朽化が進んでおり、農業用施設の維持管理に対する負担の増加が予想されるとともに、農業・農村の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことが懸念されます。
- 本市のほ場は、不整形で面積が小さい上に分散し、道路幅員も狭く、機械化促進の妨げとなっていることから、農作業の効率化を図る取組が求められています。そうした中、農業生産性の向上を図るため、ほ場整備を推進してきましたが、2022(令和4)年度までの間におけるほ場整備箇所数は4箇所となっており、市全体の耕作面積に占める割合にすると僅かな状況であり、新規地区の推進が必要です。
- 地域で管理する農道、用排水路、ため池などの適正な維持管理を推進するため、地域で実施する改修に対して補助を実施しています。
- 多面的機能支払交付金事業^{※1}の組織数は県内最多となり、農村地域の共同活動維持に貢献しています。また、中山間地域等直接支払交付金事業^{※2}では、傾斜地の耕作放棄が全国的に進む中、耕作面積を減少させない取組を行っています。

主な取組

- 下丹生谷地区におけるほ場整備の完了 [2019(令和元)年度]
- 地域における共同活動(多面的機能支払制度・中山間地域直接支払制度)の継続的な推進

関連する個別計画

- ・ 農村環境計画 2008(平成20)年度～
- ・ 農業振興戦略計画 2018(平成30)年度～
- ・ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画 2020(令和2)年度～

用語説明

※1 多面的機能支払交付金事業

農村地域の集落機能の低下により、共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じていることから、農業施設の保全管理に対する担い手農家への負担を軽減するために支援をする事業。

※2 中山間地域等直接支払交付金事業(制度)

農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて、集落などを単位に農用地を維持管理していくための協定を締結し、協定に従って農業生産活動を行う場合に、面積に応じて国や市による支援を行う制度のこと。

課題



- 農業者の生産性向上と耕作放棄地の抑制を図るための基盤整備が必要です。
- 農業施設の老朽化対策や保全整備が必要です。
- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための取組が必要です。
- 農業者の生産性向上を図るための基盤整備の必要性についての啓発や周知が必要です。

主な取組方針



方針
1

農業生産基盤整備の推進

- 農業者の生産性向上を図るため、地域と一体となり農地の集積・集約化につながるほ場整備などの生産基盤整備を推進します。
- 施設の長寿命化を図るため、農地保全、用排水路改修、農道整備や農業用施設の維持管理にかかる取組を支援します。

方針
2

農村地域の多面的な保全活動の推進

- 農家、非農家、幅広い世代がコミュニケーションをとりながら、共同で地域の農道や水路の整備を行うことにより、皆が地域の未来を考える場をより多く作れるような農村の保全活動を推進します。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 農地を保全します。
- 用排水路や農道など農業用施設の維持管理をします。



▲ ほ場整備(下丹生谷地区)



▲ 多面的機能支払活動組織による保全活動

商工業の振興

目指す姿 意欲ある商工業者が活発な経済活動を行い、地域経済の活性化が図られているまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
主に市内で買い物や飲食をする市民の割合	市民意識調査で「市内で食料品・日用品の買い物や飲食をする」と回答した市民の割合で、商業環境(商業施設)の充実度を測る指標	66.2%	70.0%
市内で買い物に困ると感じている市民の割合	市民意識調査で「感じる」「どちらかといえば、感じる」と回答した市民の割合で、買い物困難な状況に置かれている市民の状況を把握する指標	25.5%	現状値未滿
創業セミナーを受講後に市内で創業(起業)した件数	市内で創業(起業)に対する意欲を測定する指標	年間6件 (2021年)	4年間で24件
商工会会員数	紀の川市商工会と那賀町商工会の会員数の合計で、商工業の活性化の状況を測る指標	1,243人 (2021年)	現状値以上

現状

- 2021(令和3)年度実施の経済センサスによると、市内事業者の約83%が小規模事業者で、卸売業と小売業を営む事業者は約31%を占めています。2012(平成24)年度と同調査と比較すると、事業者数については、212事業者、率にすると約19%減少している状況です。
- 紀の川市商工会と那賀町商工会の青年部に所属する人数は、年々減少傾向にあり、経営者の高齢化が進んでいる状況です。
- 2022(令和4)年6月に実施した市内事業者を対象とした景況・経営動向調査によると、約7割の事業者が、新型コロナウイルス感染症と円安と原油価格高騰に起因した物価上昇による影響を受けています。
- 人材不足の解消と生産性向上を図るため、業種や規模を問わずデジタル化の取組が非常に重要となっています。大企業に比べ、中小企業においては、デジタル人材の確保や配置が難しいなどの理由により、取組が遅れている状況であるため、中小企業が大半を占める本市においても、事業者におけるデジタル化の推進が必要です。
- 市内での消費喚起のため、商工会が発行するきのかわプレミアム商品券事業を支援するほか、市においても、2022(令和4)年度に未来応援券の配付やデジタル商品券(きのかわPay)を発行しました。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、「日常生活において買い物に困る」と感じている市民の割合は、25.5%となっています。

主な取組

- 創業セミナー受講者による市内での創業：11人 [2019(平成30)年度～2021(令和3)年度]
- 市内事業者向け新型コロナウイルス感染症対策支援の実施 [2020(令和2)年度～]
- 市内商工業者向け情報配信ネットワークの構築 (2020(令和2)年度)
- 規格外フルーツを活用した商品開発の促進(桃ビール・はっさくビール) [2021(令和3)年度～]
- マイナンバーカード普及促進地域振興券事業の実施 [2021(令和3)年度～2022(令和4)年度]

個別計画

- ・産業振興促進計画 2020(令和2)年度～2024(令和6)年度
- ・先端設備等導入促進基本計画 2021(令和3)年度～2023(令和5)年度
- ・創業支援事業計画 2020(令和2)年度～2024(令和6)年度
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略 2021(令和3)年度～2024(令和6)年度

課題



- 経営者の高齢化や後継者不足解消につながる取組の支援が必要です。
- 生産性向上と収益拡大に向けた取組の支援が必要です。
- 地域経済の活性化に向けた取組が必要です。
- 市内で買い物ができる商業環境を維持することが必要です。

主な取組方針

方針
1

市内商工業者の振興・活性化

- 経済状況や支援ニーズを的確に把握し、事業者に必要な支援策を講じます。
- 商工会や関係機関と連携し、相談体制の強化を図るとともに、支援制度の周知と活用を促します。
- デジタル化による生産性向上を支援するため、セミナーの開催などによりデジタル人材の育成を支援するとともに、デジタル技術の導入を支援します。
- 競争力の強化を図るため、新商品の開発や戦略的な情報発信を支援します。

方針
2

市内消費の促進

- 市内での消費を促進するため、継続的に商品券事業を実施します。
- 関係各課と連携し、市民の買い物環境における実態や課題の把握に努めます。
- 商業者の認知度向上を図るとともに、移動販売事業者などの情報を提供します。

方針
3

創業・事業承継の支援

- 市内での創業の機運を高めるため、創業希望者に対して、創業セミナーの開催や空き店舗情報を提供します。
- 事業承継を支援するため、国や県の支援制度の周知や活用の促進を図ります。

方針
4

地域内経済循環の促進

- 農産物をはじめとした地域資源の付加価値の向上につなげるため、地域資源を活用した加工品の開発に取り組む事業者を支援します。
- 市内商工業者間による取引拡大や連携事業の創出を図るとともに、他の産業との交流・連携の促進を図ります。

協働

- 市民の皆さまに取り組んで欲しいこと
- 市内商工業者を積極的に利用します。

就労支援の充実と雇用創出の振興

目指す姿 雇用の機会が創出され、さまざまな人材が活躍できる就労環境が実現し、安心して働くことができるまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
働く場が充実していると感じている市民の割合	市民意識調査で「感じる」「どちらかといえば、感じる」と回答した市民の割合で、労働環境の充実度を測る指標	18.4%	22.0%
誘致企業における地元雇用者数	市内誘致企業で働く地元雇用者数を測る指標	712人 (2021年)	750人
企業立地件数(増設を含む)	合併後に協定締結に基づき新たに操業を開始または増設による事業拡大を実施した企業立地件数で、雇用創出の状況を測る指標	15件	18件
一般事業主行動計画策定数	市内企業(従業員100人以下)でワーク・ライフ・バランス※1など労働環境の改善に取り組む企業の状況を測る指標	年間1件	4年間で8件

現状

- 2021(令和3)年度の学校基本調査によると、和歌山県の大学残留率は17.8%の全国42位で、大学への進学などを機に若者が県外へと転出するケースが多い状況です。
- 地震に備え沿岸部から内陸部へと工場などを移転するケースが増えていることや、京奈和自動車道の開通により利便性が高まったことなどを背景として、近年、本市をはじめ京奈和自動車道沿線において用地取得を希望する企業が増えており、特に製造業や物流業からの用地の問合せが多い状況です。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会情勢の変化による新しい生活様式の定着やデジタル技術の進歩により、テレワークなどを活用した移住なき転職など新たな働き方がみられます。
- 人材不足を補うため、市内企業においても東南アジアをはじめとした外国人労働者の雇用者数が増加しています。
- 2021(令和3)年3月に和歌山労働局との雇用に係る対策協定を締結し、安定した就業と人材確保を促進するための一体的な雇用対策に取り組んでいます。
- 2022(令和4)年度実施の市民意識調査によると、就労支援と雇用創出の取組は、重要と捉えられているにも関わらず、満足度については低い状況となっています。また、働く場が充実していると感じている市民の割合は18.4%となっています。

主な取組

- 誘致企業(新・増設の稼働開始)件数：7件 [2018(平成30)年4月～2022(令和4)年12月]
- 一般事業主行動計画の策定に対する補助制度創設 [2019(令和元)年度～]
- 県内高校などに対して立地企業ガイドブックの配布 [2022年(令和4)年度～]

関連する個別計画

- ・産業振興促進計画 2020(令和2)年度～2024(令和6)年度
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略 2021(令和3)年度～2024(令和6)年度

用語説明

※1 ワーク・ライフ・バランス
仕事と生活のバランスがとれた状態のこと。

課題

- 市民ニーズに対応した働く場所の創出が必要です。
- 市内求職者と市内企業を効果的にマッチングする機会の創出が必要です。
- 市内企業への就職促進につながる取組が必要です。
- 複雑化・多様化するライフスタイルに対応した職場環境づくりの支援が必要です。

主な取組方針

方針
1

企業誘致の促進による新たな雇用創出

- 「紀の川インターチェンジ周辺土地利用構想」において先行開発エリアとした曾山地区における事業用地の造成と企業誘致を進めます。
- 新たな誘致用地の確保や民間の空き用地などを活用し、新たな企業誘致に取り組みます。
- サテライトオフィスなどの誘致に向けて、企業動向の把握や候補地の検討を進めます。
- 雇用創出につなげるため、事業規模拡大の取組を支援します。

方針
2

労働人材確保と就労の支援

- 和歌山労働局との連携により、市内企業が積極的に参加できる就職フェアを開催するなど、企業の人材確保を支援するとともに、市民の市内企業への就労を支援します。
- 市内企業へ若年層の就職を促進するため、企業情報を積極的に発信します。
- 市内中学生を対象としたキャリア教育を実施し、働く意味や心構えなど、仕事に関する将来ビジョンを描ききっかけづくりとなる場を提供します。

方針
3

多様性のある雇用・職場環境づくりの推進

- 働きやすい環境づくりを進めるため、企業の職場環境の改善に向けた啓発や支援に取り組みます。
- 企業が雇用する外国人労働者が職場で円滑な意思疎通を図るため、必要な語学力を習得する支援を行います。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 市内企業に関心と興味を持ちます。



▲ 子育て世代の働きたいママを応援(ママジョブマルシェ)



▲ 中学生を対象とした将来ビジョンを描くキャリア教育

観光資源を発掘・活用した観光振興

目指す姿 地域の観光資源を有効活用して、誰もが訪れたいと思えるまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
年間観光客数	市内観光施設における年間(1月～12月)の観光客数で、観光振興の取組状況を測る指標	119.1万人 (2021年)	220万人
年間宿泊客数	市内宿泊施設における年間(1月～12月)の宿泊客数で、観光振興の取組状況を測る指標	5,800人 (2021年)	90,000人
ふる博※1参加者数	ふる博への参加者数で、観光振興の取組状況を測る指標	1,321人 (2021年)	4年間で 7,200人

○ 2012(平成24)年以降、全国的に訪日外国人旅行者数は増加し、2019(令和元)年には3,188万人と過去最高を記録しましたが、その後発生した新型コロナウイルス感染症により、訪日外国人の観光需要が大きく減少し、直近の2021(令和3)年では25万人となっています。本市においても、外国人旅行者をはじめ、緊急事態宣言による移動制限などの影響もあり、本市を訪れる観光客は減少している状況です。

○ 新型コロナウイルス感染症の発生以降、観光を取り巻く環境はここ数年で大きく変化し、近隣地域内での旅行(マイクロツーリズム)や個人旅行者の増加に加え、インターネットを通じた観光情報の提供などが広がりをみせており、本市においても、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた観光振興策が求められています。

○ 2023(令和5)年「弘法大師生誕1250年」に始まり、2024(令和6)年「世界遺産登録20周年」、2025(令和7)年「大阪・関西万博」と、観光産業にとって追い風となる大きなイベントが続くことから、県においては、この期間を「ダイヤモンドイヤー」として位置づけ、コロナ禍からの反転攻勢を図る取組を推進することとしています。

○ 地域の稼ぐ力を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、2018(平成30)年度に観光地域づくり組織(DMO)である「(一社)紀の川フルーツ観光局」を関係団体とともに設立しました。

○ 2019(令和元)年に施行した「宿泊施設の誘致等に関する条例」に基づき、宿泊施設の誘致に取り組んだ結果、2022(令和4)年11月に市内に251室の客室数を備えた宿泊施設が開業しました。

- 観光交流拠点「紀楽里」を整備 [2018(平成30)年度]
- 細野溪流キャンプ場管理棟のリニューアル [2021(令和3)年度]
- 2代目・紀の川市フルーツ大使の任命 [2022(令和4)年度]
- 団体旅行誘致促進補助制度の創設 [2022(令和4)年度]

- ・ まち・ひと・しごと創生総合戦略 2021(令和3)年度～2024(令和6)年度
- ・ 産業振興促進計画 2020(令和2)年度～2024(令和6)年度

現状

主な取組

関連する個別計画

用語説明

※1 ふる博

(一社)紀の川フルーツ・ツーリズムが主催するフルーツをテーマにした体験型イベント。

※2 地域活性化起業人制度

三大都市圏に所在する民間企業などの社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かしながら地域独自の魅力や価値の向上などにつながる業務に従事してもらう制度で、特別交付税で一定の財源が措置される。

課題



- 地域経済の活性化に向けて、観光交流人口の増加に取り組む必要があります。
- 大阪・関西万博を見据え、周辺地域や関係機関と連携した観光客の受入体制の構築が必要です。
- 新たな観光資源の発掘や、既存の地域資源を有効活用した誘客の仕組みづくりが必要です。

主な取組方針



方針
1

誘客・周遊化の促進

- 訪日外国人旅行者を含めた観光客の回復に向けた観光戦略の策定を進めます。
- 多様な情報発信手段を活用して、観光プロモーションを実施します。
- 複数の観光資源を組み合わせ、滞在時間の拡大につなげるとともに、新たな観光資源の創出に取り組みます。
- スポーツ合宿や教育旅行、キャンプ、サイクリングイベントなど、さまざまな形態の誘客を促進します。
- 県や周辺自治体と連携して広域的な観光客の誘客、周遊化に努めます。
- 観光交流拠点の魅力を高め、観光交流や周遊化を促進する拠点づくりを進めます。
- 市内の農業者や商工業者との連携を図り、観光消費額の拡大を図ります。
- 市民が主体となって開催する各種まつりやほたるなどの地域資源を活用した取組を支援します。

方針
2

観光施設の適切な管理と充実

- 観光施設の適切な維持管理を行い、観光客が快適に利用できるよう取り組みます。
- 観光看板の増設や標記の統一を進めるなど、施設環境の充実を図ります。

方針
3

観光振興体制の整備

- 観光協会、(一社)紀の川フルーツ・ツーリズム、(一社)紀の川フルーツ観光局と連携し、観光交流人口の拡大に努めます。
- 地域活性化起業人制度^{※2}の活用など、民間企業との連携を図り、効果的な観光施策を推進します。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 市の観光資源の魅力を発信します。



▲ ぷる博の様子



▲ 粉河祭

国際交流・多文化共生の推進

目指す姿 市民が文化や生活習慣、制度などの異なる国の人々と互いに尊重しあい、外国人住民が地域に溶け込んで自立した生活を営むことができるまちを目指します。

成果指標

指標名	指標の説明	現状値(2022年)	目標値(2026年)
姉妹都市・友好都市などへの訪問団(職員などを除く)の人数	国際交流の活性化状況を測る指標	—	年間 20人
外国人住民を身近な存在と感じる市民の割合	市民意識調査で、「身近に感じる」「どちらかといえば、身近に感じる」と回答した市民の割合で、多文化共生に関する市民の理解度を測る指標	18.9%	25.0%
多文化共生※1 事業への参加者数	市が主催もしくは共催する日本語教室やイベントへの延べ参加者数で、多文化共生に関する市民や外国人の関心度を測る指標	—	年間 200人

現状

- 姉妹都市(大韓民国西帰浦市)との職員・中学生の相互交流、友好都市(中華人民共和国濱州市)や友好協力関係の構築に関する覚書を締結したベトナム社会主義共和国クアンナム省との交流を実施しています。
- 2019(平成 31)年 4 月に改正された「出入国管理及び難民認定法」により、本市でも今後、労働を目的とした外国人の増加が予想され、これまで以上に国籍や言語、文化の多様化が進むことにより、市内で生活する全ての人々がそれぞれの違いを互いに尊重し、理解することが重要となってきます。
- 2021(令和 3)年末現在における日本国内の在留外国人数は総人口の 2%を超え、約 276 万となっています。本市においても、2021(令和 3)年度末現在において 374 人の外国人が居住しており、国籍別では、ベトナム社会主義共和国の方が 99 人と最も多く、年代別では 20 代が 129 人と、最も多くなっています。
- 2022(令和 4)年度実施の市民意識調査によると、「外国人住民を身近に感じる」と回答した市民の割合は 4.6%である一方で、「身近に感じない」と回答した市民の割合は 50.1%となっています。
- 外国人が日本で安心して生活できるよう市内でボランティア団体による日本語教室を開催しています。多文化共生社会の実現に向けた市の取組を充実させるとともに、市民や市民団体の活動を支援することが必要です。

主な取組

- ベトナム社会主義共和国クアンナム省と友好協力関係の構築に関する覚書を締結 [2019(令和元)年度]
- 姉妹都市などとのオンライン交流の開催 [2022(令和 4)年度]

用語説明

※1 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域の構成員としてともに生きていくこと。

課題

- 姉妹都市をはじめとする異なる文化を持つ外国の人々と良好な関係を築き、市民レベルでの交流の機会を増やす必要があります。
- 外国人の日本語学習の機会や日本の文化に触れる機会を増やす必要があります。
- 外国人の文化的・社会的背景を理解し、相互に尊重できる多文化共生社会の実現に向けた取組を進める必要があります。

主な取組方針

方針
1

国際交流の推進

- 中学生交流や派遣職員の受け入れを通して、姉妹都市との交流を深めます。
- 市民の国際感覚の醸成を図るため、姉妹都市をはじめとした国々との市民間の交流を促進します。
- 市民が姉妹都市をはじめとした外国の文化や歴史に関心を持つことができるようにするため、積極的に姉妹都市などに関する情報提供を行います。

方針
2

多文化共生社会の推進

- ささまざまな国と日本の文化的な違いを認め合い、地域でともに生活できるよう、国際理解に関する展示や講座を開催します。
- 市内企業に勤める外国人労働者が抱える課題や困りごとを把握し、地域で安心して生活できる施策を検討します。

協働

市民の皆さまに取り組んで欲しいこと

- 主体的に国際交流に参加します。



▲ 多文化共生イベント



▲ 西帰浦市訪問団との交流